

# 新型コロナ特例の取扱い 【令和6年4月1日以降】

～施設からの問い合わせが多いもの～



公益社団法人 全国老人保健施設協会



ROKENくん

## 老健施設に関する新型コロナ特例の主な変更点（令和6年4月1日以降）

- **コロナ治療薬は、他科受診時、癌の薬等同様医療保険で算定**  
ただし、利用者負担分の公費は廃止
- 他科受診時のコロナの検査については、5月31日をもって医療保険の算定は終了
- **かかりまし経費（補助金）**
  - ・ 老健施設3.8万×定員
  - ・ コロナ患者への対応に係る業務手当（危険手当）の上限を設定  
1人あたり上限4,000円/日 ※これまで上限設定なし
- **施設内療養（補助金）**
  - ・ 陽性者が発生した場合 1人あたり5,000円/日（半額）
  - ・ クラスタ10人以上の場合 1人あたり +5,000円/日（半額）
- **退院基準を満たすコロナ患者の受入れ（退所前連携加算）**  
(老健の場合) 前半7日間 600単位×7  
後半7日間 400単位×7 合計14日間
- **指標のカウントの考え方は、令和7年3月31日まで継続**

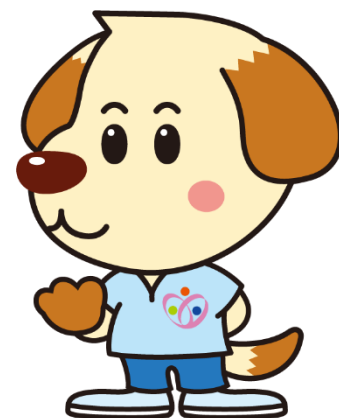
廃止

## 高齢者施設等への支援

- 高齢者施設等への各種支援について、新型コロナウイルス感染症への対応としては終了する。
- 今後の新興感染症の発生に備えた恒常的な取組として、介護報酬において加算の創設等を行う。

9月までの取扱い	10月以降の取扱い	令和6年4月以降の対応
感染者が発生した場合等のかかり増し経費の補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新型コロナウイルス感染者への対応に係る業務手当の補助上限は、1人あたり4,000円/日。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <u>左記の新型コロナウイルス感染症への対応に係る各種支援は終了。</u></li> <li>➢ <u>令和6年度介護報酬改定において、今後の新興感染症の発生に備えた高齢者施設等における恒常的な取組として、以下を実施。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>新興感染症の対応を行う医療機関と平時から連携することを努力義務化。</u></li> <li>• <u>新興感染症の対応を行う医療機関と連携し、当該医療機関等が行う院内感染対策に関する研修に参加すること等を評価する加算の創設（10単位）。</u></li> <li>• <u>感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、感染制御等の実地指導を受けることを評価する加算の創設（5単位）。</u></li> <li>• <u>新興感染症発生時に施設内療養を行う高齢者施設等を評価する加算を創設（240単位）。</u></li> </ul> </li> </ul>
施設内療養の補助 (通常の補助1万円/日、追加補助1万円/日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 通常の補助5,000円/日 追加補助 5,000円/日</li> </ul>	
医療機関からコロナ回復患者の受入れの場合の加算 (退所前連携加算(500単位/日)を最大30日間算定可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 退所前連携加算(500単位/日)を最大14日間算定可</li> </ul>	

# 他科受診について



# 新型コロナウイルス感染症 令和6年4月からの 治療薬の費用について



治療薬：経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）、点滴薬（ベクルリー）

3月31日まで

治療薬の薬剤費のうち、上限額を超える部分を公費で負担

【上限額】

3割負担の方	2割負担の方	1割負担の方
9,000円	6,000円	3,000円

※各治療薬共通

4月1日から

- 通常の医療体制に移行し、公費負担は終了します
- 医療費の自己負担割合に応じた、通常の窓口負担になります

（医療保険において、毎月の窓口負担（治療薬の費用を含む）について高額療養費制度が設けられており、所得に応じた限度額以上の自己負担は生じません）

※ 治療薬は、医師が必要と判断した方に使用されます。

※ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（暦月：1日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【高額療養費制度について】



# 新型コロナ治療薬の他科受診時の費用について

## 【通則】

- 本事務連絡において、「新型コロナウイルス感染症患者」とは、**新型コロナウイルス感染症と診断された患者**（新型コロナウイルス感染症から回復した患者を除く。）をいう。

## 【医科診療報酬点数表に関する取扱い】

2. 令和6年4月以降も当面の間継続する取扱いについて（抗ウイルス剤（新型コロナウイルス感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の特性を踏まえた対応）

- ③ 介護医療院又は介護老人保健施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者に対して、**抗ウイルス剤（新型コロナウイルス感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）**を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行った上で投与した場合に、特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）第16第2号に規定する内服薬及び第3号に規定する注射薬のうち、「抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）」とみなして、**本剤に係る薬剤料を算定できる**。なお、調剤料や注射実施料等の算定については、特に定めのない限り、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成20年厚生労働省告示第128号）等に基づき取り扱うことに留意されたい。

令和6年3月5日：令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について



要するに

引き続き、他科受診して処方された、保険適用されている新型コロナウイルス感染症治療薬については、全額施設負担ではなく、**薬剤料は医療保険で算定できる**ということ。  
また、6月に診療報酬改定により医療保険で算定できる薬について、**処方箋料や調剤料**においても医療保険で対応となっていることから、**新型コロナ治療薬も同様の対応となる**。

# 利用者の薬の負担について（公費廃止）

令和6年3月31日まで

令和6年4月1日から

変更あり

★  
の  
薬  
剤  
料  
コ  
ロ  
ナ  
治  
療  
薬

診療報酬  
7割～9割

3割～1割

利用者  
負担  
公費

施設なし・利用者負担あり  
(上限額あり)

診療報酬  
7割～9割

利用者負担  
3割～1割

施設なし・利用者負担あり

●ラゲブリオの薬剤料:約9万4321円 ※薬価 R6.3.13時点

- ・3割負担の方=9,000円(自己負担額の上限)
- ・2割負担の方=6,000円(自己負担額の上限)
- ・1割負担の方=3,000円(自己負担額の上限)

- ・3割負担の方=約28,200円
- ・2割負担の方=約18,800円
- ・1割負担の方=約 9,400円

## 他科受診時の検査の費用について

### 【医科診療報酬点数表に関する取扱い】

1. 令和6年5月31日までに終了する取扱いについて（令和6年診療報酬改定以降の措置に包含される対応）

⑥ 介護医療院等に入所する患者（介護医療院等において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を含む。）に対し、保険医療機関がSARS-CoV-2 核酸検出等及び SARS-CoV-2 抗原検出等を実施した場合にあっては、別途、SARS-CoV-2 核酸検出等及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料並びに SARS-CoV-2 抗原検出等及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料を算定できる取扱い。

⑦ ①～⑥を算定する場合において、微生物学的検査判断料及び免疫学的検査判断料は月1回に限り算定することができる点数であることに留意すること。また、検査を実施した日時及び検査実施の理由等について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

令和6年3月5日：令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について



要するに

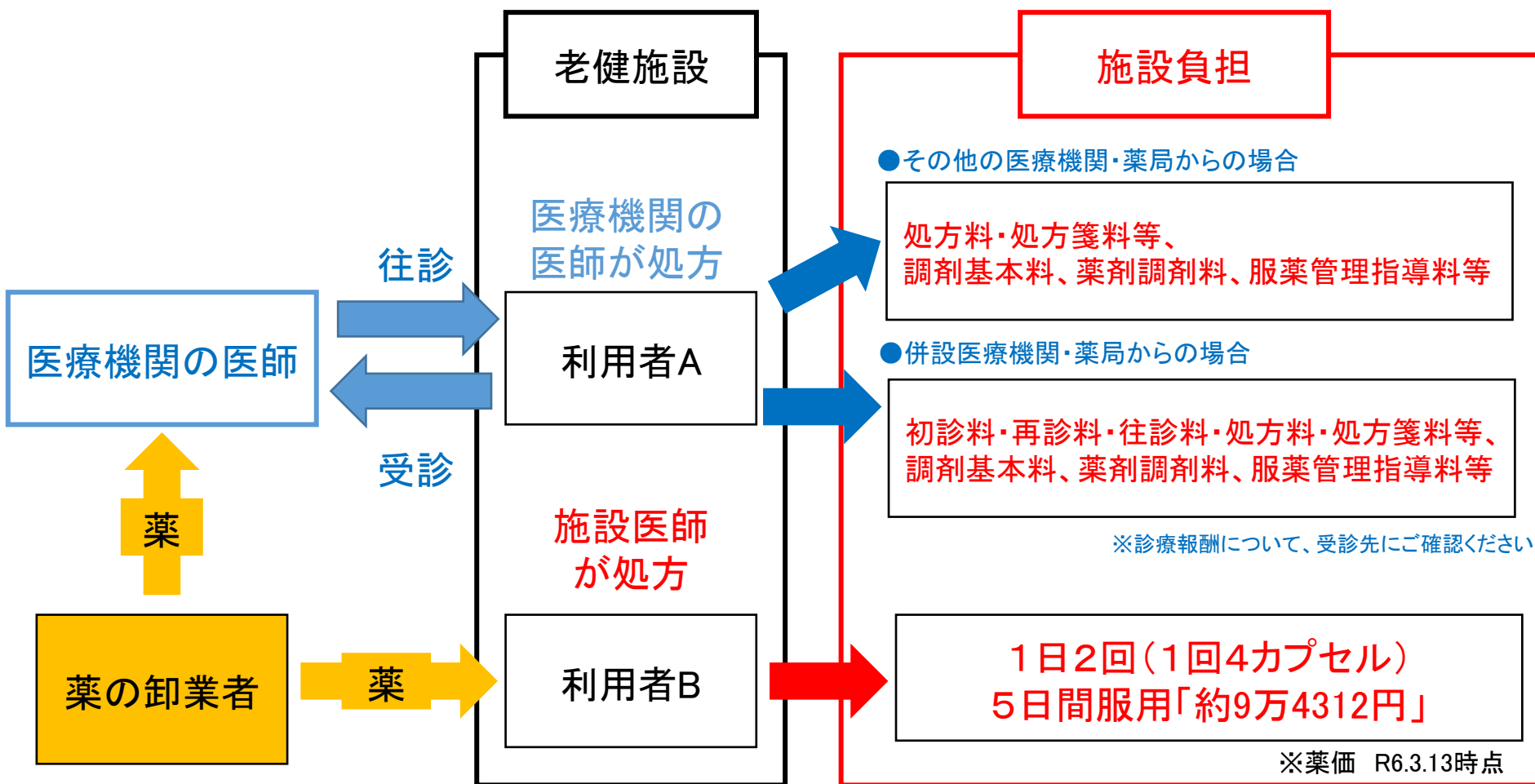
症状がありコロナの疑いありと判断した場合の検査は保険適用されていたが、5月31日で終了することになる。



# 老健施設のコロナ感染者の往診・受診時の他科受診の考え方 【ラゲブリオ（経口薬）の場合】

2024.5.15修正

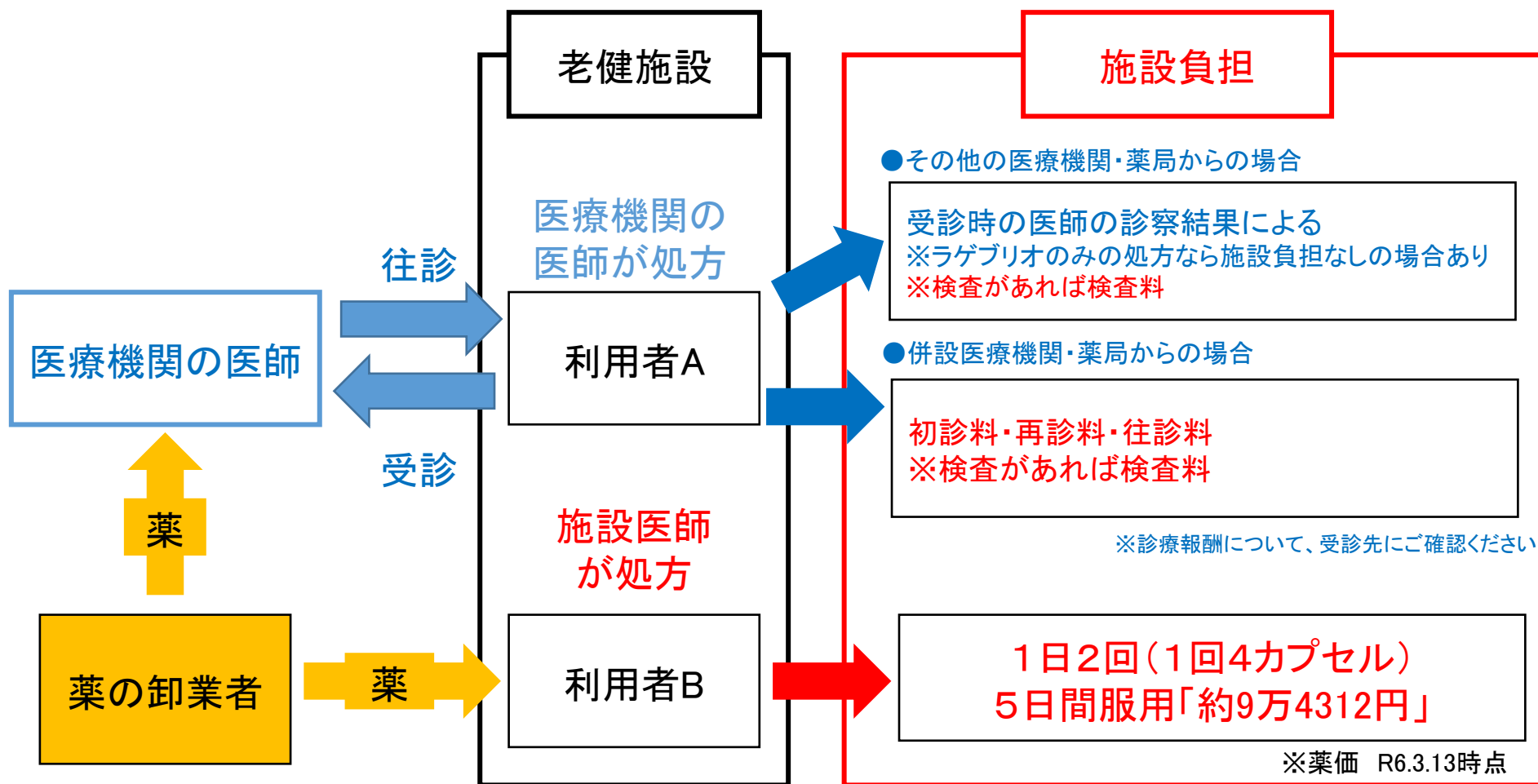
※医療機関で処方する場合、令和6年5月31日まで



# 老健施設のコロナ感染者の往診・受診時の他科受診の考え方 【ラゲブリオ（経口薬）の場合】

2024.5.15修正

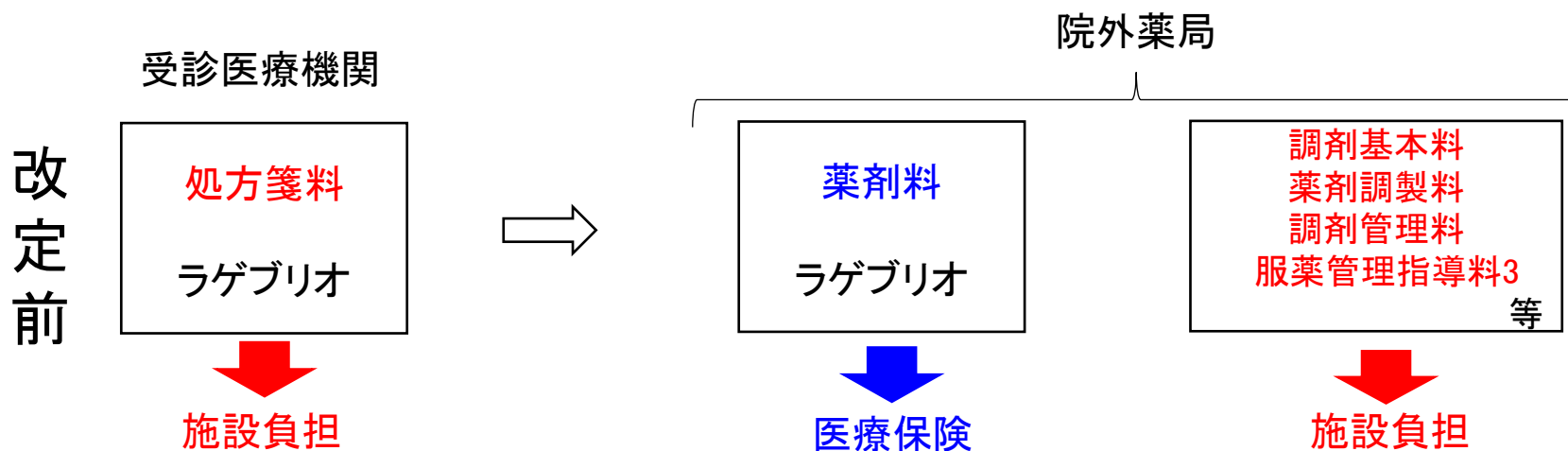
※医療機関で処方する場合、令和6年6月1日以降  
新型コロナ治療薬の処方箋料と調剤報酬の取扱いが改定



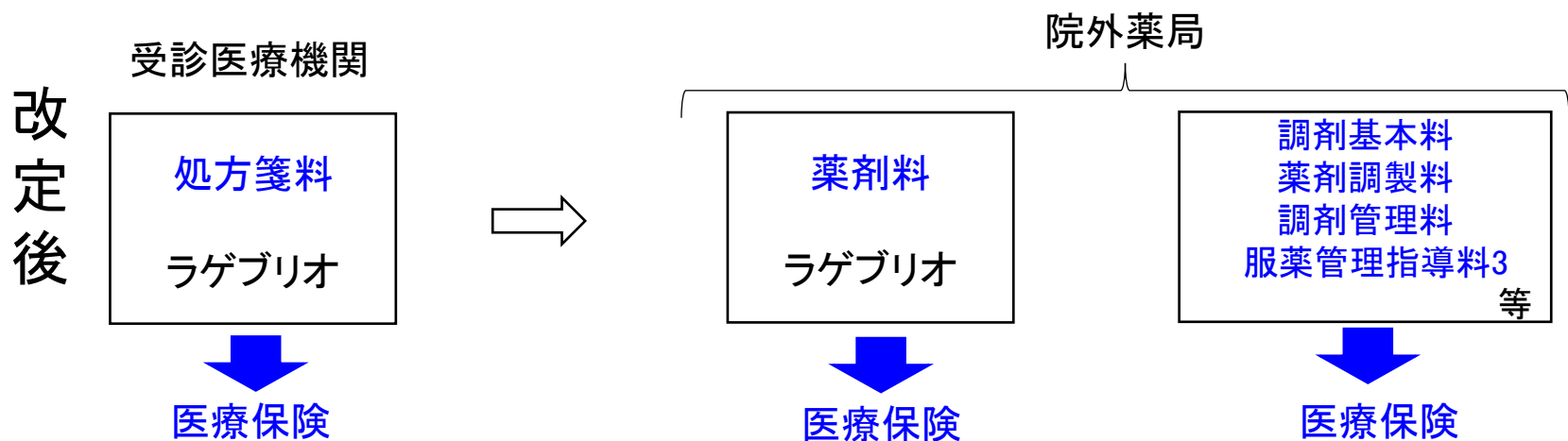
【併設医療機関・その他医療機関】

処方例(院外処方の場合)

新型コロナウイルス治療薬として「ラゲブリオ」を処方された場合



(令和6年6月以降) ↓



## 新型コロナウイルス感染症治療薬（抗ウイルス薬）の薬価

- ・ ソコーバ錠の薬価掲載後、新型コロナウイルス感染症の治療に用いる抗ウイルス薬と投与対象の範囲は変わらない。
- ・ ソコーバ錠の薬価は令和6年度薬価改定以降（4月以降）も同価格。

販売名	一般名	投与対象	現行薬価 ↓ R6.4以降の薬価	1治療当たり 薬価	費用対効果 評価
ベクルリー点滴静注用 100mg	レムデシビル	SARS-CoV-2感染症 (軽症～重症患者。軽症患者に使用 する場合は重症化リスクを有する者)	61,997円 ↓ 46,498円 (市場拡大再算定)	247,988円※1 ↓ 185,992円※1	評価終了 (R5.6.1適用)
ラゲブリオカプセル 200mg	モルヌピラビル	SARS-CoV-2感染症 (軽症～中等症Ⅰ患者で重症化リ スクを有する患者)	2,357.80円 ↓ 変更なし	94,312.00円 ↓ 変更なし	評価中 (R6.3.13 評価案審議)
パキロピッドパック 600/300	ニルマトレルビル /リトナビル	SARS-CoV-2感染症 (軽症～中等症Ⅰ患者で重症化リ スクを有する患者)	19,805.50円※2 ↓ 変更なし	99,027.50円※2 ↓ 変更なし	評価中
ソコーバ錠125mg	エンシトレルビル フマル酸	SARS-CoV-2感染症 (軽症～中等症Ⅰ患者)	7,407.40円 ↓ 変更なし	51,851.80円 ↓ 変更なし	評価中

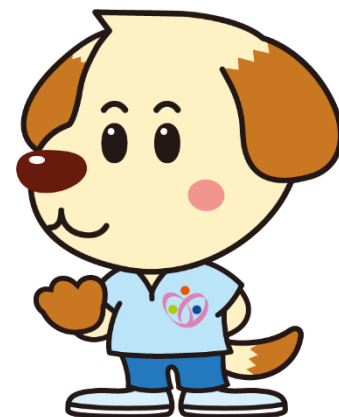
※1 軽症患者に対して標準的な投与期間で使用した場合

※2 パキロピッドパック600の場合（パキロピッドパック300は腎機能障害患者に対して使用）

### 【参考】本剤の比較薬

ゾフルーザ錠20mg	バロキサビル マル ボキシル	A型又はB型インフルエンザ※ ※ 重症化リスクに関する要件なし	2,438.80円 ↓ 変更なし	4,877.60円 ↓ 変更なし	
------------	-------------------	------------------------------------	------------------------	------------------------	--

# 介護報酬について



都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主幹部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局 高齢者支援課  
厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局 老人保健課

令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年5月1日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）によりお示ししているところです。

新型コロナウイルス感染症については通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援等の対応は終了することを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する別紙に記載の事務連絡については、令和6年3月31日をもって廃止します。

ただし、一部の臨時的な取扱いについては、廃止することにより介護サービス事業所の運営への影響が大きいことを踏まえ、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、別添のとおりとしたので、これらの取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、介護サービス事業所等に対し周知徹底をお願いします。

問1 介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か（令和7年3月31日まで）。

(答)

可能である。ただし、入退所を一時停止する期間及びその理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染のない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

問2 ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年どおり実地研修の実施ができない期間が生じたことにより、実地研修が未修了である者がいる場合、人員基準上の取扱い如何。

(答)

ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおり実地研修が実施できない期間が生じたことから、特例措置として、令和元年度～令和5年度に実施された当該研修のうち、講義・演習を受講済みであって、実地研修が未修了の者については、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、令和6年度に限り、人員基準上、ユニットリーダー研修修了者として取り扱って差し支えないものとする。

# 指標の取扱いは当面の間継続

令和6年3月19日：令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援等の対応は終了

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡については、令和6年3月31日をもって廃止

ただし、指標の取扱いについては令和6年4月1日から令和7年3月31日まで継続

問1 介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か（令和7年3月31日まで）。

(答)

可能である。ただし、入退所を一時停止する期間及びその理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染のない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

## 【直近3ヶ月の考え方】

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	算定月 5月	6月
従来				カウント月	カウント月	カウント月	●点	
上記①②		カウント月	カウント月	休業	休業	カウント月	●点	

カウントに含まず

令和6年4月以降、コロナに罹患された入所者を施設内で療養した場合の補助(基金)は終了

## 変わりに介護報酬で新興感染症等施設療養費が新設

ク 新興感染症等施設療養費 240単位/日

告示第21号

注 介護老人保険施設が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護保健施設サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

(51) 新興感染症等施設療養費について  
4の(22)を準用する。

留意事項(老企第40号)

(22) 新興感染症等施設療養費について

- ① 新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の療養を施設内で行うことを評価するものである。
- ② 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。令和6年4月時点においては、指定している感染症はない。
- ③ 適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策(スタンダード・プリコーション)の徹底、ゾーニング、コホーティング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」を参考とすること。